

# なぜいま教育基本法を「改正」するのでしょうか

いまこそ生かそう教育基本法  
岡山県ネットワーク世話人

三宅 良子

前号に書いたように、教育基本法は戦後民主主義教育の根幹です。まだまだその理念を生かすきれない現状のなか、これを生かす政策を積極的にすすめるのではなく、「反対にこれを添えようとするのはなぜでしょうか。」

その根本は、憲法二十六条に基づく一人ひとりを大切に「人権としての教育」から、国家に役立つ一握りのエリートとそれを支える多数を養成する「人材づくりの教育」へ大きく方向転換をしようとしているのです。また、すべての子どもにも自発的な「愛国心」を養うことを目的としています。

これまでも、保守政権は度々教育基本法を変えようとしてきました。奇しくも中曽根元首相が、国会議員を辞めたくない理由として言っていました。「ようやく憲法改正、教育基本法改正という私が長い間提案して来たことが実を結ぼうという時がやってきた。その時に国会議員を辞めることはできない」と。そうなんです。彼らからすれば、まさに「機が熟した」という思いなのです。

憲法を変えたい、教育基本法を変えたい

という根は一つです。それは、「この日本を、戦争のできな国にしたい」ということでしょうか。これは、有事法制の強行、イラクへの自衛隊派遣の強行をみれば、あまりにも明らかです。しかし、「これらをもっと大っぴらにやる」と思うと、邪魔になるのは教育基本法であり、憲法です。

だから、教育基本法の改悪はそのまま憲法改悪に直結するのです。

さらに、改悪を答申した中央教育審議会は、子どもたち全員に「つまりエリートもそつでないものも」「国を愛するたくましい日本人になれ」という意味を、教育基本法のなかにもりこめと言っているのです。これは、まさに「戦争のできる国を愛する」「子どもたちをつくる」としていることではありませんか。

戦後の平和で民主主義な社会づくりを根本から覆そうとするこの企みを、私たちはもてる力を結集して阻止していきましよう。

アフリカは遠い。喜望峰も遠い。で乗りかえて南アフリカのヨハネスブルグまで十二時間の空の旅。あの廿二日は長年の希望であった。そして十一月、まい席にこのじりめられて。月中旬、この夢が実現した。

アフリカは、ほんとうに遠い地だ。喜望峰の地に立つて海を眺めると、閑空から香港まで三時間あまり、そこ、気が遠くなるような時間の流れを感じる。

## アフリカ行

坪井あき子

右の方が南大西洋、左の方がインド洋なんて、人間が勝手に名づけただけだ。この大自然の中で、そいつ人間は小さすぎぬ。

アパルトヘイト（人種差別政策）体制が廃止されて十二年、南アはどのように

変わったのだろうか、という関心もあつた。しかし、何百年もヨーロッパ人による支配が続いてきたのだ。ネルソン・マンデラをはじめ全政治犯が釈放され、あらゆる差別を禁止した新憲法が公布されても、「実態」がすぐ変わるはずがない。黒人たちは教育の場を奪われ、人材も育っていない。タウンシップと呼ばれる黒人たちが住む板とトタン屋根のバラック群もあちこちに見られる。ヨハネスブルクは世界一治安の悪い町だといわれるようになった。

あの雄大な自然に恵まれた南アが、そこに住む人々すべてにとつて幸せをもたらす国に育ってほしい、と心から願っている。

(詩人)



写真はアフリカ最南端の喜望峰